

事務所だより

第50号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労災保険の給付いろいろ 第2回

「療養(補償)給付とは」

今月は、労働者災害補償保険法(以下、労災保険法と記載します)に基づく保険給付のうち、療養(補償)給付について紹介します。

業務上や通勤で

労働者が、仕事や通勤が原因で病気やケガを発症して医師の診察を受ける場合には、労災保険法に基づく給付が支給されます。

仕事が原因の「業務災害」に支給される給付を「療養補償給付」、通勤が原因の

「通勤災害」に支給される給付を「療養給付」といいます。(下図参照)

給付の対象・期間

病院等での治療費や入院料、薬局での薬剤の支給、柔道整復師の手当て、はり師・きゅう師やあん摩マッサージ指圧師の手当て、訪問看護事業者の訪問看護、移送費等の通常療養に必要なものであれば、傷病が治癒(症状固定)するまでの給付を受けることができます。

なお、「治癒(症状固定)」とは、症状が安定し、疾病が固定した状態にあるものをいいます。すなわち、治療の必要がなくなった状態になったら、治癒(症状固定)したことになるのです。治癒(症状固定)後に再発した場合は、「アフターケア」によって補償されます。この「アフターケア」については、別の回で紹介いたします。

通院する時は

近くに治療を受ける病院等が無い場合に、近隣の病院を受診しなければならぬことがあります。

このような場合には、次の①②の要件に当てはまっていれば、通院費として労災保険から支給することができます。

- ① 住居地または勤務地から原則片道二キロ以上の通院である
- ② 次の(一)から(三)のいずれかに該当している
 - (一) 同一市町村内の医療機関へ通院したとき
 - (二) 同一市町村内に適切

な医療機関が無いため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき(適切な医療機関であるかは、労働基準監督署が判断)

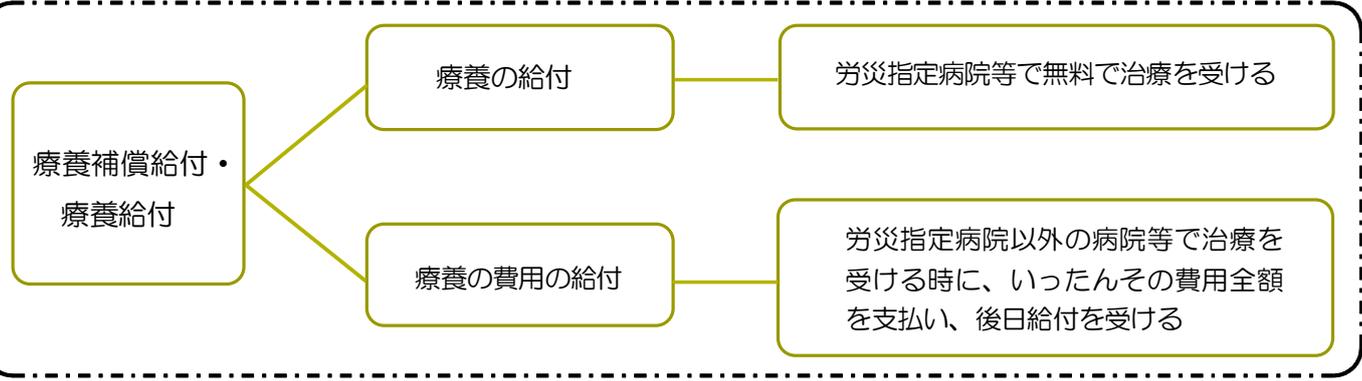
(三) 同一市町村および隣接する市町村内に適切な医療機関が無いため、それらの市町村外で最寄りの医療機関へ通院したとき

なお、通院手段によって支給される金額が異なります。

時効があります

下図の中にある「療養の給付」は、現物給付ですの時効はありませんが、「療養の費用の給付」や「通院費」の請求には時効があります。

これらの請求は、費用の支出が確定した日(療養に要する費用を支払った日)の翌日から二年以内に行なわなければ、時効により請求権が消滅します。



年金加入記録は正しいですか？

年金記録を

知っていますか

自分の年金加入・納付記録を知っていますか。

「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」など、社会保険庁（平成二十一年）や日本年金機構（平成二十二年）からの郵便物を利用して、自分の年金加入履歴や年金保険料の納付履歴を確認したことがありますか。

確認したことがある方は、自分の加入していた時期の年金記録や保険料納付済みの記録が抜けていませんか。まだ確認していない方は、手元に郵便物が残って入れば一度確認してみてください。

未統合が約二千万件

現在の年金制度では、厚生年金や国民年金などいずれの年金制度に加入しても一人一つの番号（一〇桁）に記録を収録しています。

平成八年十二月よりも前は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の制度ごとに加入者の年金番号を独自に付けていました。そのため、加入してい

た年金制度が二つ以上ある方は、いくつもの年金番号を持っています。

そこで、平成九年一月に一人一つの番号、いわゆる基礎年金番号を設けて複数の年金番号をまとめました。

しかし、本来は基礎年金番号に正しく収録されていなければならぬ年金加入記録等が、未統合のままになっています。

平成二十五年三月時点において、加入者本人の基礎年金番号に統合できていない記録が約二千八百八十六万件残っています。

受給する年金額の基

年金加入履歴や年金保険料の納付履歴が、受給する年金額の計算の基になっていることをご存知ですか。

記録漏れが解消した結果、年金受給額が増額するケースが多く見られます。（ただし、一部のケースで増額しない、または減額することがあります。）

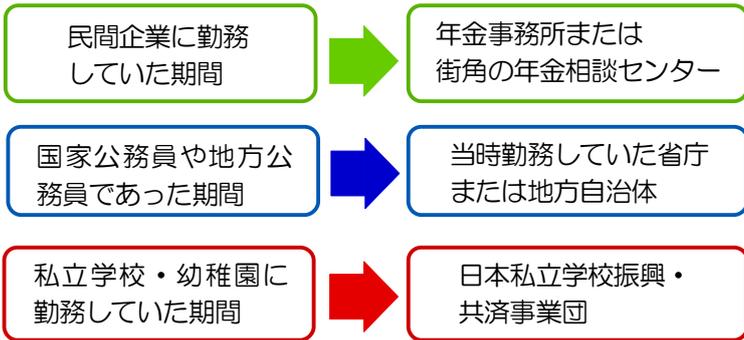
次の項目に該当する方は、自分の年金加入・納付記録に漏れや誤りがないか調査して

みませんか。

【一例】

- ・ 何度か転職したことがある
- ・ 異なる氏名や生年月日で就職したことがある
- ・ グループ内の企業間で出向や転籍をした
- ・ 使用期間中に退職した
- ・ 退職後、性または名が変わった
- ・ いろいろな名前の読み方がある

【問い合わせ先】



なお、年金事務所や街角の年金相談センターに出向けない方、問い合わせできない方は、当事務所へお気軽にご相談下さい。

七月の労務手続 「提出先・納付先」

- 一〇日
 - 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限（六月三日〜七月一〇日）
 - 「都道府県労働局または労働基準監督署」
- 健保・厚年の算定基礎届の提出期限（七月一日〜一〇日）
- 「年金事務所または健保組合」
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 「公共職業安定所」
- 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
- 「労働基準監督署」
- 十六日
 - 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出
 - 「公共職業安定所」
- 三十一日
 - 労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、四月〜六月分）
 - 「労働基準監督署」

- 健保・厚年保険料の納付
- 「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
- 「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
- 「公共職業安定所」

編集後記

子供の頃に育てた朝顔をイメージしながら、二週間ほど前に朝顔の苗を購入しました。

八月頃の開花を楽しみに植え替えをしたのですが、品種が違っていました。購入したのは西洋朝顔で、晩夏〜晩秋に開花するとのこと。まずは、緑のカーテンを目標に育てていくことにします。（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com